

# 青森県報

第二千二百二十三号

平成十四年五月二十日(月曜日)

## 目次

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
検査の事務を農林水産事務所長に委任する土地改良区の指定	団体経営改善課	三
宅地建物取引業法による聴聞	建築住宅課	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	健康福祉課	四
右 同	同	四
建設業者の許可の取消し	八戸県土整備事務所	五

## 告

## 示

青森県告示第二百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	施設の種類	指定年月日
特別養護老人ホームいこいの里	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向七三の一	介護老人福祉施設	平成十四・四・一

青森県告示第二百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木村守男

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業所の種類	名 称	居宅介護事業所	所在地	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地						

社会福祉法人 白銀会	"	"	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	社会福祉法人 東北赤松福祉 会	"	"	"	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団
八戸市大字 白銀町の三 ヶ丘五の字	"	"	むつ市の十二 林一の一	上北郡東北 町字往來ノ 下三四	"	"	"	むつ市の十二 林一の一
痴呆対応型 共同生活介護	"	短期入所生 活介護	"	通所介護	"	訪問入浴介 護	"	訪問介護
グールー ムハイッ グリー	特別養護老 人の施設 ホームシ の里シヨ ステイ	高齢者福祉 施設ケ の庄	協野村高 齢者福祉 センター サ ー	協野村高 齢者福祉 センター ラ セ	協野村高 齢者福祉 センター 入浴介 護ステ イ	協野村高 齢者福祉 センター 入浴介 護ステ イ	協野村高 齢者福祉 センター 入浴介 護ステ イ	協野村高 齢者福祉 センター 入浴介 護ステ イ
八戸市大字 白銀町の三 ヶ丘五の字	下北郡脇 野村字 渡向七三 の沢	むつ市の十二 林一の一	下北郡脇 野村字 渡向七三 の沢	上北郡東北 町字往來ノ 下三四	下北郡脇 野村字 渡向七三 の沢	むつ市の十二 林一の一	下北郡脇 野村字 渡向七三 の沢	むつ市の十二 林一の一
一四・四・三	"	"	一四・四・一	一四・四・六	"	"	"	平成 一四・四・一

青森県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木村守男

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指年月日
社会福祉法人 弘友会	弘前市大字向 外瀬字豊田三二〇 の一	居宅介護支援事 業センターサン ・フラワー	弘前市大字向 外瀬字豊田三二〇 の一	平成 一四・五・一
社会福祉法人 東北赤松福祉 会	上北郡東北町 字往來ノ下三四	居宅介護支援事 業所ばぶら	上北郡東北町 字往來ノ下三三 の一	一四・四・六
社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	むつ市の十二 林一の一	協野村高 齢者福祉施設 いこい	下北郡脇 野村字 渡向七三 の沢	一四・四・一

青森県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木村守男

区分名	称	所在地	施設の種類	変更年月日
-----	---	-----	-------	-------

変更前	特別養護老人ホームみちのく荘	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三	介護老人福祉施設	平成 一四・四・一
変更後		むつ市十二林一一の二三		

青森県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	三林一の一の二	下北郡脇野沢大字脇野沢一四の二	訪問介護	みちのく荘総合ケアセンター	むつ市十二林一一の二三	平成 一四・三・三	
脇野沢村	三林一の一の二	下北郡脇野沢大字脇野沢一四の二	訪問介護	脇野沢村高齢者福祉施設いこいの里	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三		
脇野沢村	三林一の一の二	下北郡脇野沢大字脇野沢一四の二	訪問介護	特別養護老人ホームみちのく荘			

青森県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名称	所在地	廃止年月日
脇野沢村	脇野沢村高齢者福祉施設いこいの里	下北郡脇野沢大字脇野沢一四の二	下北郡脇野沢村大字脇野沢一四の二	平成 一四・三・三		

青森県告示第二百七十四号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第四十五号クの規定により、平成十四年度において知事が指定する土地改良区は、次のとおりとする。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 青森中部土地改良区
- 蓬田村土地改良区
- 目屋土地改良区
- 鬼沢樋木土地改良区
- 弘前市和徳土地改良区
- 田山堰土地改良区
- 相馬土地改良区
- 天満下土地改良区
- 小泉土地改良区
- 島守土地改良区
- 名川土地改良区

浅水七崎土地改良区  
 砂沢溜池土地改良区  
 五所川原市南部土地改良区  
 砂土路川土地改良区  
 沼崎土地改良区  
 大浦土地改良区  
 赤沼土地改良区  
 藤島川土地改良区  
 奥入瀬川東部土地改良区  
 富泡土地改良区  
 赤石川土地改良区  
 佐井村土地改良区  
 大畑土地改良区

青森県告示第二百七十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

処分を受けようとする者	青森市造道三丁目二の六 砂田不動産販売株式会社
聴聞期日	平成十四年五月二十八日 午後一時
聴聞場所	青森市長島一丁目一の 一 青森県庁南棟八階B会議 室

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立保健大学清掃作業等業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立保健大学事務局総務課  
青森市大字浜館字間瀬五八の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十四年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
有限会社東北ビル総合管理  
青森市松原三丁目一四の二七
- 六 契約金額  
三千六百七十二万九千円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成十四年二月八日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立保健大学情報システム保守業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立保健大学事務局企画情報課

青森市大字浜館字間瀬五八の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通株式会社青森支店

青森市大字野木字山口二四五の九

六 契約金額

四千二百七十三万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年二月八日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 大西組

二 氏名 大西 勝洋

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字湊町字久保一の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二）第一五二〇三号

五 取消年月日 平成十四年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

管、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭